



Press Release

令和3年3月29日

公共工事における現場確認をリモートで実施します ～インフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進～

令和3年4月から、環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する公共工事を対象に、ウェアラブルカメラやモバイル端末を用いて、映像と音声の双方向通信により、現場の状況をリモートで確認する『遠隔臨場』^{えんかくりんじょう}の試行を開始します。

1 効果

公共工事では、工事の品質を確保するため、発注者が施工途中の段階で、橋りょうなどの構造物の寸法や使用する材料などを、現場に直接立ち会って確認（臨場）しています。

この現場での確認を『遠隔臨場』で実施することにより、現場への移動時間などが削減され、受発注者の働き方改革の推進と生産性向上が期待されます。

また、非接触・リモートでの確認が可能となるため、新型コロナウイルス感染防止対策にも寄与するものです。

（遠隔臨場のイメージについては別紙のとおり）

2 適用

令和3年4月1日から開始します。

（お問い合わせ先）

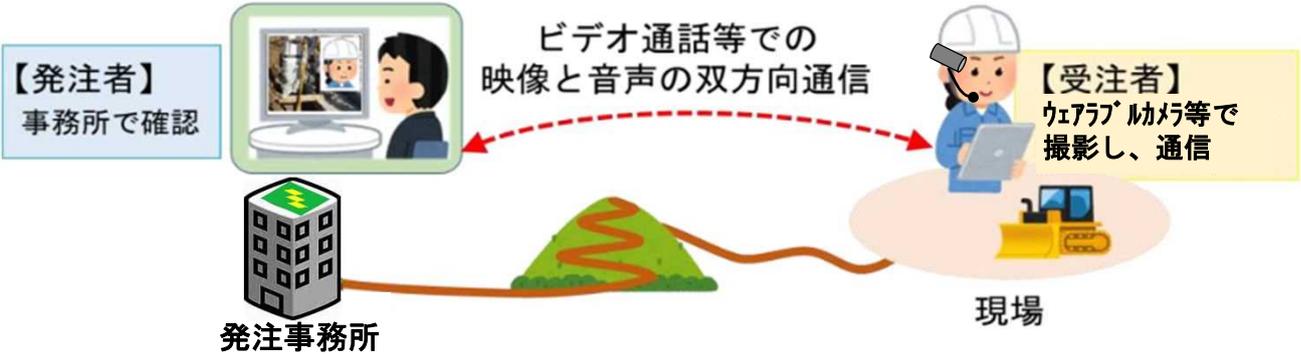
- ・ 県土整備部技術企画課技術基準担当（遠隔臨場全般、県土整備部に関する取組について）
担当者：岩切、相良
電話：0985-26-7047(内線 6940)
- ・ 環境森林部自然環境課技術管理担当（環境森林部に関する取組について）
担当者：山口、山下
電話：0985-26-7164(内線 2859)
- ・ 農政水産部農村計画課技術管理担当（農政水産部に関する取組について）
担当者：請関、小原
電話：0985-26-7165(内線 2661)

遠隔臨場のイメージ

従来



遠隔臨場



【効果】

発注者・・・現場までの移動時間を削減。

受注者・・・立会調整にかかる時間を削減。

※例えば、発注事務所から現場まで、片道1時間の工事にて10回の遠隔臨場を行った場合は、

●往復2時間×10回 = **20時間の削減効果！！**



ウェアラブルカメラの例



現場の状況を映像データ等により事務所に報告



現場より送信された映像データ等により事務所で確認